

首都圏人材誘致促進業務仕様書

1. 委託業務名

首都圏人材誘致促進業務

2. 事業目的

本市では、地域経済をけん引するロールモデルとなる起業家の輩出や社会課題に対して持続可能な解決に挑戦する社会起業家の育成など、起業支援施策の充実やスタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいる。

本業務では、首都圏等に在住するUIJターン起業志望者や支援者（ベンチャーキャピタル（以下、VC）、投資家、プロボノ人材、兼業志望者等）を対象に、本市の起業支援施策の情報発信を行うとともに、起業家や起業を志す者、起業支援者同士が交流する機会をつくることにより、首都圏等からの意欲ある起業人材や支援者の呼び込み、人的ネットワークの創出を促進することを目的とする。

3. 業務の内容

(1)首都圏でのピッチイベント及び交流イベントの開催

首都圏等に在住する UIJ ターン起業志望者や支援者（ベンチャーキャピタル（以下、VC）、投資家、プロボノ人材、兼業検討者等）に対して、本市の起業支援施策の情報発信を行うとともに、仙台・東北で活動するソーシャル・スタートアップの情報発信を目的としたイベントや人材マッチングを目的とした交流会を首都圏にて3回程度開催すること（企画、広報・集客、当日の運営を含む）。

また、イベントの開催にあたっては、委託者が実施する「グローバルスタートアップ創出・ネットワーク構築事業」、「ソーシャル・インパクト加速化事業」の受託者と連携しながら実施するとともに、仙台・東北及び首都圏の関連団体等との連携により効果的、効率的に運営すること。なお、首都圏等に在住する支援者に対して効果的なアピールができるようイベント構成、広報等について提案を行うこと。

① 時期

令和4年10月～令和5年2月（期間中に3回程度イベントを実施）

② 内容

- ・東北の起業家によるピッチイベント及び交流会の実施

仙台・東北で事業を開始した起業家等によるピッチイベントや参加者同士のネットワーキングを行う交流会等を首都圏で3回程度実施。各回30～40名程度の参加を目安とする。

目標

本事業を通じてソーシャル・スタートアップと支援者とのマッチングを図る。また、東北で活動する起業家への支援者コミュニティを形成する。

■数値目標：

- ・本事業における首都圏イベントへの参加者数：計100名程度
- ・本事業を通じて生み出された支援者コミュニティ参加者数(SNS)：100名程度

(2)情報発信

本プログラムの実施状況を受託者が運用している SNS やウェブサイト等で逐次情報発信すること。また、委託者が運用している「OHU ノ MORI」ウェブサイト (<http://sendai-startups.org/>) で情報発信することを想定しており、上記(1)のイベントを実施した後にイベントレポートを word

で作成し、委託者が運営するウェブサイト（奥羽の杜ウェブサイト）に掲載できるように委託者に提出すること。なお、奥羽の杜ウェブサイトへの掲載は委託者が対応する。本ウェブサイトにかかる保守運用費用として 70 千円を計上すること。

(3)首都圏スタートアップ支援施設入居企業等への情報提供

首都圏スタートアップ支援施設入居企業に対し、委託者の起業支援に関する情報の発信を行うとともに、委託者が実施する各種起業支援事業に関する相談対応を委託者と連携し、実施すること。

(4)首都圏スタートアップ支援施設の利用場所の確保

首都圏における本市起業支援施策の広報やネットワーキングを円滑に実施するために、当市経済局産業振興課職員（3名を想定）が月に数回程度利用できる場所（コワーキングスペースを想定）を本業務の契約開始日から契約終了日までの期間、首都圏スタートアップ支援施設内に確保すること。

(5)起業啓発・促進イベントの広報

委託者が令和 5 年 2 月頃に市内で 3 日間実施する予定の「起業啓発・促進イベント」に首都圏人材（VC、投資家、プロボノ人材、兼業検討者）の参加を促すための効果的な広報等を実施すること。

(6)アンケート等の実施

当事業で実施するイベント参加者向けにアンケートを実施し、イベントの満足度等を収集するとともに、東北の起業家に対する支援者のリストアップを行い、東北起業家の成長支援の実施につなげる。また、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(7)成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容、東北外での支援者ネットワークの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言などをまとめた報告書を作成して納品すること（データファイル及び A4 縦の紙媒体、写真・映像データ）。

(8)その他

ア 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、密閉、密集、密接を避けるための工夫を行うとともに、イベント等の実施にあたっては、状況に応じてインターネットを活用したオンラインでの実施とするなど、可能な限り感染拡大防止に努めること。

イ 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。

ウ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

エ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4. 委託料

委託料の上限額は 8,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

6. その他留意事項

- (1)本仕様書にないものは本市及び受託者の協議により定める。
- (2)受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3)受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4)受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5)受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（http://www.city.sendai.jp/shisei/1221744_1984.html）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。